

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和7年度松阪市民生委員推薦会
2. 開 催 日 時	令和7年8月25日（月） 午後1時30分から午後2時
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 2階 第3・第4委員会室
4. 出席者氏名	委員 ◎中森 弘幸、○竹田 敏也、村林 ゆとり、 越川 洋子、水谷 勝美、谷中 靖彦 *◎委員長、○副委員長 事務局 池田 博紀、大西 由佳、濱口 椎那
5. 公開及び非公開	非公開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課 TEL 0598-53-4089 FAX 0598-26-9113 e-mail kenfukou.sou.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について

令和7年度松阪市民生委員推薦会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月25日(月) 午後1時30分から午後2時00分
- 2 開催場所 松阪市役所 2階 第3・第4委員会室
- 3 出席者 委員7名中6名出席
- 出席委員 中森 弘幸、竹田 敏也、村林 ゆとり、越川 洋子、水谷 勝美、
谷中 靖彦
- 欠席委員 松澤 和美

4 議事内容

幹 事	ただいまから推薦会を開催します。 定数の報告ですが、民生委員法施行令第4条の規定で、委員の半数以上の出席が必要です。本日は委員7名中6名出席ですので、有効に成立しています。 次に、民生委員法施行令第3条、松阪市民生委員推薦会規則第6条により委員長が議長となりますので、中森委員長に議事の進行をお願いいたします。
議 長	議長を務めさせていただきます。議事進行に協力をよろしくお願いします。 まず、議事署署名人2名の選任についてですが、議長にて指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議なしとのことですので、越川洋子委員と水谷勝美委員にお願いします。 それでは議事に入ります。 松阪市の民生委員児童委員の定数については、現行362人ですが、今回は、3人の増員で365人となります。主任児童委員は定数の変更はなく前回同様に29人です。併せて394人です。 また、現在の民生委員児童委員の任期につきましては、令和7年12月1日から令和10年11月30日の3年間です。 民生委員・児童委員の仕事、主任児童委員の仕事は、年々多忙になっており、活動範囲も広がってきております。適任者の推薦については、各地区自治会から、ボランティア精神の豊かな地域で信頼のある方を推薦いただいておりますが、選任に大変苦慮されているところもあります。 当推薦会におきましても、充分なご審議をいただき適任と思われる方をご推薦いただきますようよろしくお願いします。

それでは、事務局より資料等の説明をお願いします。

それでは「令和7年度松阪市民生委員推薦会資料」をご覧ください。

順に説明させていただきます。お時間の都合もございますので、重要なポイントに絞ってご説明をさせていただきます。初めは民生委員児童委員の制度等に関する説明になります。

1ページから4ページまでは、民生委員・児童委員と主任児童委員の概要についてです。

(民生委員・児童委員 活動のてびき より抜粋)

1ページは民生委員・児童委員制度の沿革の説明です。大正6年に岡山県で始まった済世顧問(さいせいこもん)制度から始まり、平成29年に100周年を迎えました。昭和23年に施行された民生委員法が、現在の民生委員・児童委員活動の根拠となっています。

2ページは民生委員・児童委員の位置づけ及び身分についての説明です。民生委員・児童委員の任期は3年間です。「民生委員」は民生委員法によって設置が定められ、「児童委員」は児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっております。その民生委員・児童委員の中に、各地区の小学区を担当区域とし、子どもや子育てに関する支援を専門とする「主任児童委員」が設置されています。

身分については、非常勤の特別職の地方公務員となります。また、報酬は支給されませんが、電話代や交通費等に係る必要経費の補てんとして月5,017円が活動費という名目で三重県から支給されます。

2 ページ下段及び3ページは、配置基準の説明です。定数については、民生委員法第4条に基づく民生委員・児童委員配置基準により、市長の意見を聞いて県知事が定めることとなっています。この定数の設定にあたっては、市町ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等などの地域の実情を踏まえて設定されます。松阪市の場合、人口10万人以上の市に該当し、170世帯から360世帯ごとに民生委員・児童委員1人の配置となります。

また、主任児童委員の定数につきましては、各地区の民生委員児童委員協議会の規模により算出し、各地区協議会の民生委員児童委員の定数が39人以下は2人、それ以上は3人となっています。松阪市においては、嬉野地区民児協が40人以上で構成されているため、定数3人で、それ以外の地区民児協は定数2人です。

また、今回の一斉改選にあたり、民生委員で3地区の増員がありました。これについては後程詳しくご説明いたします。

4ページは、単位民児協の説明です。単位民児協は法律上必ず設置が必要で、単位民児協で会長、副会長などを役割分担し、①～⑥のような活動をしています。民生委員・児童委員同士のつながりや協力体制が図れるよう各地区で定例会が開かれます。

また、(2)の連合民児協につきましては、松阪市14の単位民児協の連合体として「松阪市民生委員児童委員協議会連合会」が組織されています。この

組織体制につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきます。

次に5ページ、6ページは、民生委員・児童委員の基本姿勢についてです。社会奉仕の精神などの基本姿勢、自主性などの基本的性格、住民性の原則などの活動の原則や留意点を守りながら、相談活動を行うことが求められています。

次に7ページから10ページまでは、民生委員・児童委員の職務についてです。

民生委員法には、具体的な職務内容に関する記述はありませんが、「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」との記述がございます。

業務内容を簡単に申し上げると、地域住民の良き相談相手となり、行政をはじめとする関係機関とのつなぎ役となっていていただくことです。

もう少し具体的にお伝えすると、松阪市では、70歳以上の単身世帯、寝たきりの方がいらっしゃる世帯、80歳以上の方のみで構成される世帯に対し、年に1回、実態調査をおこない、その調査をもとに、安否確認の意味合いを含めた見守り活動をしていただき、普段の生活の中での困りごとなどの相談に乗っていただいています。

次に11・12ページの民生委員・児童委員の活動状況についてご説明いたします。こちらは、現在の民生委員・児童委員さんから月1回提出される活動報告をもとに作成しております。

まず11ページは民生委員・児童委員の活動状況です。以前には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、1番下の一人当たりの月間活動日数が年度によって増減しておりましたが、この3年間は感染症が収束したことで、年々活動日数が増加しております。

つぎに12ページは主任児童委員の活動状況です。

一人当たりの月間活動日数などは、年度により増減が見られましたが、相談・支援件数は年々増加するという結果になりました。

つづいて、民生委員・児童委員の組織機構についてご説明いたします。13ページをご覧ください。全国には約23万人の民生委員・児童委員が活動しており、これらを束ねる全国民生委員児童委員連合会という組織があります。

三重県には約4,000人の民生委員・児童委員が活動しており、三重県民生委員児童委員協議会がございます。

そして、4ページでもご説明いたしましたように市町に単位民児協が設置されています。

松阪市では、14地区の協議会が集まり、松阪市民生委員児童委員協議会連合会を組織しています。定数は、今回の一斉改選より3名増員し、民生委員児童委員365人、主任児童委員29人、合計394人です。14地区の会長の中から、連合会の会長、副会長、理事を選任します。また、主任児童委員部会の会長も理事となります。監事は、地区の会長以外の者を別で選任します。連合会には、各専門部会があり研修などの活動をおこないます。

事務局

14ページは令和7年度一斉改選において、県へ提出した定数要望調書です。AからCは市全体と、地区民児協ごとの人口・世帯数の表です。市全体では208～439という枠に収まっている形です。

つづいて、定数の増加についてご説明いたします。15ページをご覧ください。

今回の一斉改選にともない、幸地区の「沖川・城南団地・親水」の3自治会より定数増の要望がありました。総世帯数は国の定数の基準である170～360世帯を超え、現在の民生委員さんのご負担が大きいことから、「沖川」「城南団地・親水」に分け増員することとなりました。

また、花岡地区の「山室町・新中部台・花岡台」の3自治会より、定数増の要望がありました。幸地区同様、170～360世帯を超える地区となっており、現在の民生委員さんのご負担が大きいことから「山室町・花岡台」「新中部台」に分け増員することとなりました。

そして、北部地区では、川井町がこれまで4名の選出のところ、共同住宅における見守り体制が困難との課題があり、同施設内住民からの選出としたいと増員の要望がありました。

市から三重県に増員の要望を提出し、これが認められると今回の一斉改選から、定数が3名増加し、391から394になる予定です。

つづいて、16ページから19ページの地元自治会から提出される推薦書についてご説明いたします。

民生委員・児童委員については、16ページの推薦書を、主任児童委員については、17ページの推薦書をご提出いただいております。また、18・19ページの推薦準備会委員名簿ですが、こちらに記載いただいた自治会役員等の方々と、推薦書に記載されている方を推薦いただくというものです。

かなり駆け足での説明となりましたが、以上が資料1ページから19ページの説明となります。

これから、本日ご出席の推薦委員様に審議をいただく方について説明させていただきます。

まず、現在の提出状況等の大枠について説明いたします。資料の20ページをご覧ください。現在の推薦書の提出状況ですが、8月20日時点で定数365地区中289地区から提出があり、77地区が未提出、提出率は約80%です。

複数人の推薦をお願いしている地区で、一人は決まっているが残りが決まっていないなどの理由で、人選が終わっているものの推薦書が未提出となっている地区もあります。

全国的にも民生委員の成り手不足は問題となっておりますが、窓口や電話などで地元自治会様とお話しをさせていただいている感触からですが、当市においてもその傾向はみられ、年々その傾向は強くなっていると感じております。具体的なお声としては、「無給の職としては職責が重すぎる」「100年前の制度では今の時代には合わない」といった声を数多く聞かせていただいております。

着任いただく12月までまだ時間はありますが、引き続き粘り強くお願いをさせていただき、要望があれば地元に入り、制度の説明会等を実施する予定

でございます。

資料に戻りまして、上から順にご説明いたします。1番の男女別の数ですが、これまでと同様に、女性の割合の方が多いです。2番は新任・継続・再任の割合ですが、以前は継続・再任いただく方の割合が多かったですが、今回は継続・再任が147人、新任の方が142人とあまり大きく割合の差が生じていない状況です。約20年務められたベテラン層の交代が多いのも今改選の傾向に感じます。3番の経験年数はご覧の通りです。4番の年齢ですが、これまでと同様に60歳代の方が一番多い状況です。また、3年前と比べると75歳以上が大きく増えており、特に男性民生委員の平均年齢が約2歳あがっています。全体としても平均年齢が上がっていきっており、民生委員の高齢化がうかがえます。最後に、ご職業ですが、今回から、職種の数が増え、教育者・公務員、そして以前までは、その他に含まれておりましたパート従業員を職種に加え、僧侶等の宗教家はその他に計上することとなりました。やはりこれまで同様に無職の方の割合が一番多いですが、次いでパート従業員の数が多く、仕事を抱えながら引き受けていただく方も多いことが分かります。

また、統計はとっていませんが、自治会長自身やその配偶者の方が推薦されている地域も複数あり、推薦いただいている地区であっても、大変苦慮いただいている実情が伺えます。

つづいて、主任児童委員の説明にうつります。資料の21ページをご覧ください。現在の推薦書の提出状況ですが、定数29地区に対して28地区から提出があり、1地区が未提出となっており、提出率は約97%です。

こちらを上から順にご説明いたします。1番の男女別の数ですが、これまでと同様に、女性の割合の方が多いです。しかし少しずつ男性の数も増えていきます。2番は新任・継続・再任の割合ですが、継続・再任いただく方が18人、新任の方が10人と継続・再任の方が多い状況です。3番の経験年数、4番の年齢、5番のご職業についてはご覧の通りです。

つづいて、22ページは現時点で、未選出の地区の一覧表です。本推薦会では、8月20日時点で推薦書のご提出があった候補者の推薦を行っていただきます。8月20日以降で本日までにご提出いただいていますのが、4地区5名でございます。その他、推薦書の提出はまだですが、継続の意向を自治会に伝えていただいていたたり、人選は終わっているという風に聞かせていただいている地区が11地区(いくつか)ございます。引き続き粘り強くお願いをさせていただきます。

23ページ以降は参考資料となります。

23ページは今回の一斉改選のスケジュール、24ページからは三重県民生委員・児童委員及び主任児童委員選任要領、33ページからは民生委員法、児童福祉法といった関連法となりますので、詳細の説明については割愛させていただきます。

つづいて、別資料の被推薦者一覧をご覧ください。こちらについては推薦会終了後に回収させていただきます。

審査基準といたしましては、

	○社会福祉の活動に理解と熱意がある方 ○地域の実情を知っており、住民が気軽に相談に行けるような方 など に該当する方を選任していただくものでございます。 被推薦者の方々については、地元自治会の役員等で構成される準備会にて協議いただき、これらの要件を満たし、民生委員・児童委員、主任児童委員として適任であると市に対して推薦いただいております。 最後に補足としまして、「年齢について」ですが、民生委員・児童委員は原則として75歳未満の者を、主任児童委員は55歳未満のものを選任としていますが、ただし、地域の事情等によりそれ以上の年齢の方でも書面による推薦理由により75歳以上でも選任が可能としています。これまでも、75歳以上であっても心身ともに健康で、地域の信頼が厚い等の理由でご活躍いただいている方は大勢いらっしゃいます。 また、常勤の会社員・役員等、常勤で雇用されているものについても、同様に、書面による推薦理由が必要ですが、活動に支障がない等の理由でご活躍いただいている方は大勢いらっしゃいます。 以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただ今、事務局から説明をいただきました。候補者については、一覧表のとおりです。何かご質問、ご意見があればよろしくお願いします。
委 員	(質問、意見なし)
議 長	今回提案された民生委員児童委員候補者(289人)と主任児童委員候補者(28人)の推薦について採択に移ります。 民生委員法施行令第5条の規定で出席委員の過半数で可決されます。 賛成の方は、挙手をお願いいたします。
委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。全員賛成ですので、候補者推薦を決定します。 続いて、松阪市民生委員推薦会委員の任期について、事務局よりお願いします。
幹 事	本日ご出席の推薦会委員の任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。その後、また新たに委嘱させていただくことになると思いますが、その時には、また推薦団体をお願いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 なお、未定の(77人)につきましては、候補者が出次第、推薦書及び準備会

議 長	名簿を委員の皆様へ送付させていただき、推薦会資料43ページの同意書をもって委員の方々へ諮らせていただいておりますでしょうか。 これまでも同意書をもって委員の方々に諮って承認をいただいている経過がありますので、未定の方についてもそのような方法にさせていただきますでしょうか。
委 員	(異議なし)
議 長	異議がないようなので、従来のように同意書をもって委員の皆さんに諮るということをお願いいたします。 それでは、以上をもって令和7年度松阪市民生委員推薦会を終了します。
幹 事	忌憚のないご意見等審議いただきましてありがとうございました。12月1日の民生委員大会は、全員そろって委嘱式に臨んでいただけるよう事務局の方でも未選出の77人に対しても積極的に働きかけてまいりたいと思っております。本日はお忙しい中ありがとうございました。